

## 法定相続分の計算 宅建 H24-10-3 《#831》

【問】 正誤をつけよ。

Aは未婚で子供がなく、父親Bが所有する甲建物にBと同居している。Aの母親Cは平成23年3月末日に死亡している。AにはBとCの実子である兄Dがいて、DはEと婚姻して実子Fがいたが、Dは平成24年3月末日に死亡している。Aが死亡した場合の法定相続分は、Bが4分の3、Fが4分の1である。

【答え】 誤り

《ポイント》 法定相続分 【★入門】

相続人	相続分	注意事項
配偶者と子	配偶者 = 2分の1 子 = 2分の1	①子(養子・胎児を含む)の相続分は平等 ②非嫡出子と嫡出子の相続分は同等
配偶者と直系尊属	配偶者 = 3分の2 直系尊属 = 3分の1	直系尊属の相続分は平等
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 = 4分の3 兄弟姉妹 = 4分の1	①兄弟姉妹の相続分は平等 ②片親の違う兄弟姉妹は他の兄弟姉妹の2分の1